



鳥取県公報

平成 19 年 10 月 16 日(火)
第 7 9 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更の許可 (871) (分権自治推進課) 2
	国土調査の成果の認証 (872) (耕地課) 2
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (税務課) 4
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 7
	落札者の決定 (警察本部会計課) 9

告 示

鳥取県告示第 871 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更を平成19年10月11日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 872 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩 美 町	平成16年度から 平成18年度まで	岩美町（大字陸上の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字陸上の一部	平成19年10月16日
南 部 町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	南部町（宮前、田住及び諸木の各一部）の地籍図及び地籍簿	南部町宮前、田住及び諸木の各一部	〃
伯 耆 町	平成 16 年度から 平成 19 年度まで	伯耆町（小林及び真野の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町小林及び真野の各一部	〃

公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 10 月 16 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の区分等

- (1) 講習の区分 新規取得講習及び追加取得講習
- (2) 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務のうち雑踏警備業務及び交通誘導警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
-------	------	------	------

新規取得講習	平成 20 年 1 月 16 日（水）から 同月 22 日（火）まで（日曜日及 び土曜日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室
	同月 23 日（水）	午前 9 時から午後 3 時まで	
追加取得講習	平成 20 年 1 月 21 日（月）	午後 1 時から午後 5 時まで	
	同月 22 日（火）	午前 9 時から午後 5 時まで	
	同月 23 日（水）	午前 9 時から午後 3 時まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20 名程度
(2) 追加取得講習 20 名程度

4 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

5 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 2 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

6 受講申込書の受付期間

平成 19 年 12 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

7 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

8 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 5の(1)のアに該当する者にあつては、2号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 5の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 5の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 5の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 5の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 5の(2)に該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

9 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- (1) 新規取得講習 38,000円
- (2) 追加取得講習 14,000円

10 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量

鳥取県県税徴収金収納事務

取扱見込件数 25,000件

- (2) 業務の仕様

鳥取県県税徴収金収納事務委託に関する基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (3) 履行期間

平成19年12月1日から平成20年11月30日まで

- (4) 入札方法

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価（収納事務に要する経費のうち基本料金（コンビニエンスストア1本部当たり必要な定額料金）を含み、10銭未満は切り捨てる。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、委託手数料の請求に当たっては、単価に収納取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有していること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって当該資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年10月23日(火)午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当に提出すること。
- (3) 平成19年10月16日(火)から同年11月13日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)第4条の3各号に定める要件をすべて満たしていること。
- (5) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。
- (6) 平成19年10月16日(火)から同年11月13日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課企画係

電話 0857-26-7051

ファクシミリ 0857-26-7087

メールアドレス zeimu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成19年10月19日(金)から同月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の問合せ先へ電話又はファクシミリにより申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月13日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁税務課相談室(鳥取県庁本庁舎5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を次により提出しなければならない。

なお、事前提出物に関し、3の契約担当部局から説明又は記載事項を証明する資料等の提出を求められた

場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

平成19年10月30日（火）

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

（ア） 事前提出物を持参する場合は、（2）のアの提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

（イ） 事前提出物を郵便等により提出する場合は、（2）のアの提出期限の日の午後5時（必着）までに書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより送付すること。

エ 事前提出物

（ア） 2の（1）、（4）、（5）及び（6）の要件を満たすことを証明する書類

（イ） 収納金の保全（倒産リスク）対策に関する書類

（ウ） 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務の受託実績に関する書類

（エ） 直近の決算期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

オ その他

（ア） 事前提出物その他関係資料等の提出に係る経費は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

（イ） 事前提出物を提出した後に、2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、その旨を3の契約担当部局に速やかに申し出ること。

（ウ） 入札参加要件に係る審査結果は、文書で通知する。

ただし、この通知の日から入札の日までの間に2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該通知の内容にかかわらず入札に参加することはできない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の（4）で定める金額に1の（1）の取扱見込件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の（4）で定める契約金額に1の（1）の取扱見込件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

パソコン実習室装置貸借及び保守業務 2 式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 12 月 28 日（金）

(5) 納入場所

鳥取市生山 111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品等に係る 1 月当たりの単価（保守料を含む。）の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、リース・レンタルに係るものを有す

ること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 19 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

（3） この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

（4） 平成 19 年 10 月 16 日（火）から平成 19 年 11 月 26 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒689-1103 鳥取市生山 111

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

（2） 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成 19 年 10 月 16 日（火）から平成 19 年 11 月 2 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

（4） 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 10 月 23 日（火）午後 4 時

鳥取県立鳥取工業高等学校 応接室

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 11 月 26 日（月）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県立鳥取工業高等学校 3 階会議室

5 入札者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 19 年 11 月 2 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の（6）で定める金額に 48 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取

県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める金額に 48 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance personal computer system 2 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:5:00PM. 2, November, 2007

(3) Time-limit for submission of tenders : 2:00PM. 26, November, 2007

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : noon, 26, November, 2007)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Kougyou Senior High School 111 syouzan Tottori-shi 689-1103 Japan

TEL : 0857-51-8011

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量

- (1) 借入物品 ノート型コンピュータ 495台
A3対応レーザープリンター 52台
A4対応レーザープリンター 35台
小型スイッチングHUB 100個

- (2) 購入物品 ソフトウェア 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成19年8月28日

4 落札者の名称及び所在地 リコーリース株式会社中国支社
広島県広島市中区八丁堀5-7

5 落 札 金 額 月額1,417,395円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成19年7月13日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271